



三重県公報

平成28年9月16日 (金)

第 2836 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
68	三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金条例第一条に規定する地域を定める規則	(戦略企画総務課)	2
告 示			
599	三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金条例第一条に規定する地域を定める規則第7号に基づき知事が定める地域	(戦略企画総務課)	2
600	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの事業廃止の届出	(障がい福祉課)	2
601	有害な興行の指定	(少子化対策課)	2
602	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	3
603	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(同)	3
604	特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	5
公 告			
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行った旨	(男女共同参画・NPO課)	6
	同件	(同)	6
	同件	(同)	6
	同件	(同)	7
	同件	(同)	7
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	7
	同件	(同)	8

規 則

三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金条例第一条に規定する地域を定める規則をここに公布します。

平成二十八年九月十六日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第六十八号

三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金条例第一条に規定する地域を定める規則

三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金条例（平成二十八年三重県条例第二号）第一条に規定する地域は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する主務大臣の指定を受けた地域
- 二 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する地域
- 三 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する主務大臣の指定を受けた山村
- 四 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する主務大臣の指定を受けた地域
- 五 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する地域
- 六 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項（同法第三十二条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する区域及び同法第三十三条第二項の規定により過疎地域とみなされる区域
- 七 その他知事が別に定める地域

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第599号

三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金条例第一条に規定する地域を定める規則（平成28年三重県規則第68号）第7号に基づき知事が定める地域は次のとおりとします。

平成28年9月16日

三重県知事 鈴木英敬

三重県準過疎地域自立促進要綱（平成28年三重県告示第487号）第2条（第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する区域及び同要綱第7条第2項の規定により準過疎地域とみなされる区域

三重県告示第600号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

平成28年9月16日

三重県知事 鈴木英敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
2411200542	株式会社ミヤマ トータルイノベーション	伊賀市長田 3480-1	ケアサポート みやま	伊賀市長田 3480-1	居宅介護 同行援護	平成28年 7月31日

三重県告示第601号

三重県青少年健全育成条例（昭和46年三重県条例第62号）第11条第1項の規定により、有害な興行として次のとおり指定しました。

平成28年9月16日

三重県知事 鈴木英敬

番号	区分	興行名	配給会社名等	指 定 日 年 月 日	指定理由
26	映画	めぐる快感 あの日の私とエッチして	オーピー映画	平成28年 9月16日	著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するため、青少年に観覧させることがその健全な育成を阻害すると認められる。
27	映画	ワイセツ家族 Part II 巨乳嫁の性欲	新東宝映画		
28	映画	色慾怪談 スルっと入ります	オーピー映画		
29	映画	美人妻覚醒 破られた貞操	オーピー映画		

三重県告示第602号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出（大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名並びに大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に対して同法第8条第1項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

平成28年9月16日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン白子サンズ
鈴鹿市白子駅前9番20号
- 2 鈴鹿市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成28年9月16日から同年10月17日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第603号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出とみなし次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成28年9月16日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
岡本総本店 津店
津市南丸之内17-29
- 2 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

駐輪場	収容台数	位置
駐輪場①	12 台	縦覧による

(変更後)

駐輪場	収容台数	位置
駐輪場①	12 台	縦覧による
駐輪場②	30 台	
合計	42 台	

イ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

荷さばき施設	面積	位置
荷さばき施設①	73 m ²	縦覧による

(変更後)

荷さばき施設	面積	位置
荷さばき施設①	73 m ²	縦覧による
荷さばき施設②	30 m ²	
荷さばき施設③	30 m ²	
合計	133 m ²	

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社岡本総本店	午前 10 時	午後 7 時
マックスバリュ中部株式会社		

(変更後)

名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社岡本総本店	午前 10 時	午後 7 時
マックスバリュ中部株式会社	午前 7 時	午前 0 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

	駐車可能時間帯
駐車場	午前 9 時 30 分から午後 7 時 30 分まで

(変更後)

	駐車可能時間帯
駐車場	午前 6 時 30 分から午前 0 時 30 分まで

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設①	午前 6 時から午後 10 時まで

(変更後)

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設①	午前 6 時から午後 10 時まで
荷さばき施設②	午前 6 時から午前 7 時まで
荷さばき施設③	

3 変更する年月日

2(1)平成 29 年 5 月 1 日

2(2)平成 28 年 10 月 15 日

4 2の変更に係るもの以外の事項

- (1) 大規模小売店において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社岡本総本店	四日市市鶴の森一丁目 4-28	岡本 浩延
マックスバリュ中部株式会社	愛知県名古屋市中区錦一丁目 18 番 22 号	鈴木 芳知

- (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

6,954 m²

- (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位 置
駐車場	28 台	縦覧による

イ 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物等保管施設	容 量	位 置
廃棄物等保管施設①	7.5 m ³	縦覧による
廃棄物等保管施設②	4.4 m ³	
合計	11.9 m ³	

- (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	出入口の数	位 置
駐車場	2 箇所	縦覧による

5 届出の日

平成 28 年 8 月 30 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 28 年 9 月 16 日から平成 29 年 1 月 16 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 604 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、松阪市において次のとおり特定計量器（質量計）の定期検査を実施します（ひょう量 500kg を超えるはかりを除く。）。

平成 28 年 9 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

実 施 の 期 日	実 施 の 場 所
平成 28 年 10 月 17 日（月） 午前 9 時 30 分から 午後 2 時まで	三重県地方卸売市場 （管理事務所 1F ロビー）
平成 28 年 10 月 18 日（火） 午前 10 時から 午後 3 時まで	嬉野地域振興局
平成 28 年 10 月 19 日（水） 午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	飯南産業文化センター
平成 28 年 10 月 20 日（木） 午前 11 時から 午後 2 時 30 分まで	飯高総合開発センター
平成 28 年 10 月 21 日（金） 午前 10 時から 午後 3 時まで	松阪市役所 （庁舎裏公用車駐車場）
平成 28 年 10 月 24 日（月） 午前 10 時から 午後 3 時まで	松阪市役所 （庁舎裏公用車駐車場）

公 告

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 28 年 9 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 認証年月日

平成 28 年 9 月 7 日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 陽だまりの会

(2) 代表者の氏名

中家 啓貴

(3) 主たる事務所の所在地

津市江戸橋 1 丁目 84-1 二葉ビル 3F

(4) 定款に記載された目的

この法人は、介護老人施設及び福祉施設などの開設支援事業及び入居希望者の支援事業を進めると共に、高齢者福祉、障害者福祉の増進、福祉に寄与する事を目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 28 年 9 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 認証年月日

平成 28 年 9 月 5 日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 ナースカンパニー

(2) 代表者の氏名

河村 誠

(3) 主たる事務所の所在地

津市一志町井生 1871 番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、在宅で援助が必要な障害者・高齢者及び難病等の患者やその家族、その他の手助けを必要とする人々に対して、住民参加と助け合いの精神の基に地域に根ざした看護・介護サービスを提供し、また寝たきりや痴呆の状態の予防を推進する事により、全ての人々が、健やかに暮せる地域社会作りと福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 28 年 9 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 認証年月日

平成 28 年 9 月 7 日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 四日市市建築防災センター

(2) 代表者の氏名

平澤 秀四郎

(3) 主たる事務所の所在地

四日市市栄町4番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、建築物等を通じて起こるであろう、天災等による住民への災害を未然に防いだり、被害を最小限に留めるための会員の活動に対し、情報提供等のサポートを行う。また地域住民に対する啓発活動を時には行政とともにを行い、もって地域環境と災害の安全化推進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第6条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成28年9月16日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 認証年月日

平成28年9月5日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 Mブリッジ

(2) 代表者の氏名

米山 哲司

(3) 主たる事務所の所在地

松阪市日野町788番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く市民や市民活動団体、行政、企業などの団体の活動に対し、支援、連携、協働することで、安心して暮らせる豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第6条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成28年9月16日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 認証年月日

平成28年9月7日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 つどい

(2) 代表者の氏名

上野 純一

(3) 主たる事務所の所在地

南牟婁郡御浜町大字志原字赤崎平 1819 番地 33

(4) 定款に記載された目的

この法人は、在宅障害者や高齢者が、地域社会で安心して生活が送れるよう福祉サービス事業を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県知事から通知がありました。

平成28年9月16日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（一級水準測量）
- 2 作業期間
平成 28 年 9 月 5 日から平成 29 年 3 月 13 日まで
- 3 作業地域
四日市市、桑名市、桑名郡木曾岬町、三重郡朝日町及び同郡川越町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県熊野建設事務所長から通知がありました。

平成 28 年 9 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（砂防基盤図作成）
- 2 作業期間
平成 28 年 9 月 14 日から平成 29 年 3 月 2 日まで
- 3 作業地域
南牟婁郡紀宝町井内、同町大里、同町北桜杖、同町瀬原及び同町高岡

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
